

人事院会議議事録

会議日

令和6年1月5日 金曜日

会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官
(幹事) 柴崎事務総長、米村総括審議官
(説明員) (職員福祉局)
柳田審査課長

議題

令和6年人事院指令14-1（令和6年能登半島地震の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）の発出

議事の概要

- 議題「令和6年人事院指令14-1（令和6年能登半島地震の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）の発出」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

令和6年人事院指令14—1（令和6年能登半島地震の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）の発出について

令和6年1月5日
職員福祉局

1. 概況

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により、主に石川県内において、死者78名、負傷者260名（消防庁発表、1月4日14:30現在）、住居の損壊多数といった被害が出ており、避難者数も石川県内で約3万4千人（石川県発表、1月4日10:00現在）に達している。ライフラインにも大きな影響が出ており、停電は石川県内で約3万戸（経済産業省発表、1月4日11:00現在）、水道の断水等は石川県・富山県・新潟県において、約11万戸（厚生労働省発表、1月3日14:30現在）などとなっている。

また、職員の被災状況について、当院において各府省等が把握できている情報の収集を行ったところ、現住居の復旧作業等の対応に要する日数が特別休暇で認められる7日を超えることが見込まれる職員が存在することを確認している。

2. 職務専念義務の免除の措置について

(1) 措置の必要性

地震等の災害により被災した職員については、現住居の復旧作業等のため、合計7日間の範囲内で特別休暇が認められるが、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震等の際は、被害の程度が甚大であり、特別休暇の日数では現住居の復旧作業等ができない職員が見込まれたことから、特別の措置として、職員が最低限の生活水準を確保するまでの間の職務専念義務の免除を認める人事院指令を発出している。

今般の令和6年能登半島地震でも、多数の建築物が倒壊するなど甚大な被害が発生し、その後も余震活動が続いている。今後余震が収まり被害家屋について安全性が確認されるまでは復旧作業に着手することも困難であり、避難生活が終了し、あるいは復旧作業の目処が立つまでにはなお相当の日数を要することが想定され、特別休暇の日数では対応できないケースが見込まれている。

このため、東日本大震災や熊本地震の際と同様に、

- ① 現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき
- ② 職員及び同一世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき
- ③ ①又は②に準ずる場合（職員が、被災した親族のために、自ら住居の復旧作業、水・食料の確保を行う場合など）

に該当する場合について、職務専念義務の免除を認めることができるよう人事院指令により措置することとしたい。

(2) 措置の施行日等

令和6年能登半島地震に関する人事院指令の施行については、交替制勤務者が早ければ1月1日（月・祝）から前述の7日間の特別休暇を取得している可能性があるため、当該休暇の期間を超える1月8日（月・祝）から職務専念義務を免除できるよう、1月5日（金）付けで発出（同日施行）することとしたい。

指令の有効期間については、現時点で復旧作業の進捗状況を予測することは困難であることから現段階では定めず、措置の必要性がなくなったものと判断される時点において、指令廃止の手続きをとることとしたい。

以 上